

A4

3

傷病手当金が支給される。
ただし、退職前の傷病手当金から老齢退職年金の金額を減額調整した金額となる。

退職後も傷病手当金の支給を受けるためには条件があります！

退職後も以下の条件をすべて満たしている場合は、傷病手当金が支給されます。
今回のBさんの場合と照らし合わせてみましょう。

条件① 退職日までに被保険者期間が継続して**1年以上**あること（任意継続や国民健康保険の加入期間は除く）

Bさんの退職日までの健康保険の被保険者期間は10年のため、この条件を満たしています。
また、健康保険組合の被保険者期間は、協会けんぽの加入期間と1日も空くことなく連続していれば含むことができます。

条件② 退職日の前日までに連続して**3日以上出勤せず、退職日も出勤していないこと（※）**。

Bさんは、すでに令和4年7月1日から令和4年9月30日まで傷病手当金を支給されているため、この条件を満たしています。

※退職日の前日までに連続して3日以上出勤していない期間と退職日は医師が労務不能と認めた期間であることが必要です。

条件③ 退職日に傷病手当金を受給していた傷病で**引き続き労務不能**であること。

Bさんは、令和4年9月30日まで傷病手当金を受給しており、令和4年10月1日以降も同じ病気で申請するため、この条件を満たしています。

退職日よりあとの期間で、まったく関連のない傷病を申請しても、その傷病については傷病手当金は支給されません。



以上の条件をすべて満たすため、Bさんは退職後も継続して傷病手当金が支給されます。

左の条件を一つでも満たしていないと、退職後の傷病手当金は支給されません



★老齢退職年金の減額調整については次のページをご覧ください。

傷病手当金の金額が調整されるケース

以下の場合には傷病手当金の金額が調整されます。

- ① 給与・手当が支給されている場合
- ② 傷病手当金と同じ傷病等で障害厚生年金または障害手当金を受けている場合
- ③ 退職後に老齢退職年金を受けている場合
- ④ 労災保険から休業補償給付を受けているときに、仕事とは関係のない病気やケガで仕事に就けなくなった場合
- ⑤ 出産手当金を受けている場合

また、①～⑤の1日当たりの金額が・・・

- ・傷病手当金の1日当たりの金額より低い場合
(①～⑤の給付等の1日当たりの金額 < 傷病手当金の1日当たりの金額)

1日当たりの金額の差額を計算して、傷病手当金が支給されます。

- ・傷病手当金の1日当たりの金額以上の場合
(①～⑤の給付等の1日当たりの金額 \geq 傷病手当金の1日当たりの金額)

その期間の傷病手当金は支給されません。

ちなみに老齢退職年金の
1日当たりの金額は
 $\frac{\text{年金額}}{360}$
で算出します!



③に該当し、Bさんの老齢退職年金の1日当たりの金額は傷病手当金1日当たりの金額より低いため令和4年10月1日以降の傷病手当金は減額調整された金額で支給されます。

～退職後の傷病手当金の注意点～

在職時の被保険者証の記号番号をご記入ください

- ① 退職後の傷病手当金の請求は、在職期間からの継続給付となります。退職前に被保険者証の記号番号を控えておいてください。
- ② 退職後も傷病手当金の請求は、在職時の加入支部となります。退職後、お住まいの任意継続健康保険に加入された場合でも在職時のご加入の支部に申請書を提出してください。在職時のご加入の支部は、被保険者証の下部をご確認ください。

在職時の被保険者証



★その他選択肢の解説

選択肢	
1	退職したため、申請しても傷病手当金は支給されない。 退職後も条件を満たす場合、傷病手当金が支給されるため不正解
2	傷病手当金は退職前の傷病手当金と同一の日額で支給される。 Bさんの場合、老齢退職年金を受給しており、令和4年10月1日以降の傷病手当金は減額調整となるため不正解
4	退職したため、傷病手当金ではなく失業給付を申請する。 失業給付は働くことができる方に対する給付のため不正解 退職後の労務不能期間中の失業給付については管轄のハローワークへお尋ねください